内閣府 沖縄総合事務局　公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

平成 27 年度における沖縄地区の消費税転嫁対策の取組について

平成２８年６月１６日
内閣府沖縄総合事務局
総 務 部 公 正 取 引 室

はじめに

公正取引委員会は，消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から，消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）の未然防止のための取組と，転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組を進めてきたところである。

内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（以下「沖縄公正取引室」という。）においても，転嫁拒否行為等に対して迅速かつ厳正に対処することを目的として，「消費税転嫁対策調査室」を設置し，沖縄公正取引室管内において消費税転嫁対策に係る取組を実施してきたところ，平成 27 年度における管内の取組状況は以下のとおりである。

第１　転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組

１　措置件数

管内においては，平成 27 年度において，転嫁拒否行為に対して，８件の指導を行っている。主な指導の概要は別紙のとおりである。

表１：措置件数　［単位：件］

年　度		平成 27 年度		平成 25・26 年度　(注)		合計	
		全国	沖縄地区	全国	沖縄地区	全国	沖縄地区
措置	指　導	349 《24》	8 《0》	1,040 《80》	9 《2》	1,389 《104》	17 《2》
	勧　告	13 《3》	0 《0》	19 《4》	0 《0》	32 《7》	0 《0》
違反事実なし		472	1	460	15	932	16

(注)　平成 25，26 年度の数値は，平成 25 年 10 月から平成 27 年３月までの合計（以下表２及び表３において同じ。）。また，全国の件数には，沖縄地区の件数を含む（以下同じ。）。《　》内の件数は，大規模小売事業者に対する勧告又は指導の件数で内数である。

問い合わせ先　内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室
電話０９８－８６６－００４９（直通）
ホームページ　http://www.jftc.go.jp/regional_office/okinawa/

２　措置件数の業種別内訳

平成 27 年度の措置件数（勧告又は指導を行った事件の件数をいう。以下同じ。）について措置を採った特定事業者について業種別で分類すると，管内においては，情報通信業が３件（37.5%）と最も多く，以下，建設業及び不動産業が２件（25.0%）と続いている。

表２：措置件数の内訳（業種別）　　**［単位：件，（%）］**

業種（注）		全国	沖縄地区
建設業	平成 27 年度	57(15.7)	2(25.0)
	平成 25･26 年度	73(6.9)	0(0.0)
	合計	130(9.1)	2(11.8)
製造業	平成 27 年度	67(18.5)	1(12.5)
	平成 25･26 年度	337(31.8)	0(0.0)
	合計	404(28.4)	1(5.9)
情報通信業	平成 27 年度	44(12.2)	3(37.5)
	平成 25･26 年度	73(6.9)	0(0.0)
	合計	117(8.2)	3(17.6)
運輸業	平成 27 年度	15(4.1)	0(0.0)
	平成 25･26 年度	89(8.4)	1(11.1)
	合計	104(7.3)	1(5.9)
卸売業	平成 27 年度	20(5.5)	0(0.0)
	平成 25･26 年度	89(8.4)	2(22.2)
	合計	109(7.7)	2(11.8)
小売業	平成 27 年度	38(10.5)	0(0.0)
	平成 25･26 年度	138(13.0)	2(22.2)
	合計	176(12.4)	2(11.8)
不動産業	平成 27 年度	24(6.6)	2(25.0)
	平成 25･26 年度	26(2.5)	0(0.0)
	合計	50(3.5)	2(11.8)
技術サービス業	平成 27 年度	20(5.5)	0(0.0)
	平成 25･26 年度	64(6.0)	1(11.1)
	合計	84(5.9)	1(5.9)
事業サービス業	平成 27 年度	7(1.9)	0(0.0)
	平成 25･26 年度	19(1.8)	0(0.0)
	合計	26(1.8)	0(0.0)
その他	平成 27 年度	70(19.3)	0(0.0)
	平成 25･26 年度	151(14.3)	3(33.3)
	合計	221(15.6)	3(17.6)
全業種	平成 27 年度	362(100)	8(100)
	平成 25･26 年度	1,059(100)	9(100)
	合計	1,421(100)	17(100)

（注１）　複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は，当該事業者の主な業種を１件として計上している。「その他」は医療福祉，学校教育・教育支援業，旅行業，自動車整備業・機械等修理業等である。

（注２）　（ ）内の数値は，小数点以下第２位を四捨五入しているため，合計は必ずしも 100 とならない。

３　措置件数の行為類型別内訳

平成 27 年度の措置件数について行為類型別で分類すると，管内においては，買いたたき（消費税転嫁対策特別措置法第３条第１号後段）が７件（77.8%）と最も多い。

表３：措置件数の内訳（行為類型別）　　［単位：件，（%）］

行為類型		全国	沖縄地区
減額	平成 27 年度	18(4.9)	2(22.2)
	平成 25･26 年度	36(3.3)	1(9.1)
	合計	54(3.7)	3(15.0)
買いたたき	平成 27 年度	344(92.7)	7(77.8)
	平成 25･26 年度	767(70.5)	8(72.7)
	合計	1,111(76.1)	15(75.0)
役務利用，利益提供の要請	平成 27 年度	3(0.8)	0(0.0)
	平成 25･26 年度	46(4.2)	1(9.1)
	合計	49(3.4)	1(5.0)
本体価格での交渉の拒否	平成 27 年度	6(1.6)	0(0.0)
	平成 25･26 年度	239(22.0)	1(9.1)
	合計	245(16.8)	1(5.0)
合計	平成 27 年度計	371(100)	9(100)
	平成 25･26 年度計	1,088(100)	11(100)
	合計	1,459(100)	20(100)

（注１）　事業者の中には，複数の行為を行っている場合があり，表１及び表２に記載の件数とは一致しない。
（注２）　（ ）内の数値は，小数点以下第２位を四捨五入しているため，合計は必ずしも 100 とならない。

４　特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

管内では，平成 27 年度において，転嫁拒否行為によって特定供給事業者が被った不利益について，特定事業者９名から，特定供給事業者 1,204 名に対し，総額 560 万円の原状回復が行われた。

表４：特定供給事業者が被った不利益額の原状回復の状況

年　度	平成 27 年度		平成 26 年度		合計	
	全国	沖縄地区	全国	沖縄地区	全国	沖縄地区
原状回復を行った特定事業者数	333 名	9 名	228 名	4 名	561 名	13 名
原状回復を受けた特定供給事業者数	25,059 名	1,204 名	33,094 名	17 名	58,153 名	1,221 名
原状回復額（注）	6 億 7444 万円	560 万円	4 億 1153 万円	148 万円	10 億 8598 万円	708 万円

（注）　各期間の原状回復額は１万円未満を切り捨てているため，合計額とは一致しない。

５　転嫁拒否行為等に関する相談件数

沖縄公正取引室においても，転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けるための相談窓口を設置しており，当該相談窓口において，平成 27 年度は４件の相談に対応した。

表５：転嫁拒否行為等に関する相談件数　　［単位：件］

	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	合計
全国	548	1,420	3,179	5,147
沖縄地区	4	7	14	25

（注）　転嫁カルテル及び表示カルテルの届出に関する相談を含む。

６　事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査

様々な業界における転嫁拒否行為に関する情報や取引実態を把握するため，管内においては，平成 27 年度は 229 名の事業者及び２の事業者団体に対してヒアリング調査を実施した。

表６：事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査の実施件数　［単位：件］

	事業者		事業者団体	
	全国	沖縄地区	全国	沖縄地区
平成 27 年度	4,344	229	682	2
平成 26 年度	8,744	864	1,263	37
平成 25 年度	1,326	25	401	6
合計	14,414	1,118	2,346	45

７　移動相談会

事業者にとって，より一層相談しやすい環境を整備するため，管内においては，平成 27 年度は移動相談会を１回実施した。

表７：移動相談会の実施回数　　［単位：回］

	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	合計
全国	52	47	75	174
沖縄地区	1	1	5	7

第２　転嫁拒否行為の未然防止のための取組

１　公正取引委員会・沖縄公正取引室主催説明会

消費税転嫁対策特別措置法の内容を広く周知するため，事業者及び事業者団体を対象として，公正取引委員会・沖縄公正取引室主催の説明会を管内において実施した（平成27年度は１回）。

表８：公正取引委員会・沖縄公正取引室主催説明会の実施回数　［単位：回］

	平成27年度	平成26年度	平成25年度	合計
全国	51	30	40	121
沖縄地区	1	1	6	8

２　講師派遣

管内においては，商工会議所，商工会及び事業者団体が開催する説明会等に，平成27年度は沖縄公正取引室の職員を講師として１回派遣した。

表９：講師の派遣回数　［単位：回］

	平成27年度	平成26年度	平成25年度	合計
全国	27	59	384	470
沖縄地区	1	3	8	12

第３　転嫁カルテル及び表示カルテルの届出

消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（転嫁カルテル）及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為（表示カルテル）の届出について，平成28年３月末現在で，管内において，転嫁カルテル５件，表示カルテル４件の合計９件となっている。

表10：届出に関する相談件数　［単位：件］

	平成27年度	平成26年度	平成25年度	合計
全国	5	50	1235	1290
沖縄地区	0	0	6	6

別紙

平成 27 年度における主な指導事例

１　減額（第３条第１号前段）

建築業を行うＡ社は，建設工事に関する資材及び役務を供給する事業者（特定供給事業者）に対して，あらかじめ定めていた消費税込みの代金から消費税率の引上げ相当額の一部を減じて支払っていた。

２　買いたたき（第３条第１号後段）

①　食料品製造業を行うＢ社は，衛生管理等，ごみ回収運搬処理及び浄化槽清掃を委託している事業者（特定供給事業者）に対し，平成 26 年４月１日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく，消費税込みの委託代金を据え置いていた。

②　情報通信業を行うＣ社は，情報サイト及び情報誌の作成に関する業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し，平成 26 年４月１日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく，消費税込みの委託代金を据え置いていた。

③　情報通信業を行うＤ社は，自社が使用する建物，駐車場及び駐輪場の賃貸人（特定供給事業者）に対し，平成 26 年４月１日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく，消費税込みの賃料を据え置いていた。

④　新聞業を行うＥ社は，新聞に掲載する原稿及び写真の作成を委託している事業者（特定供給事業者）に対し，平成 26 年４月１日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく，消費税込みの委託代金を据え置いていた。

⑤　新聞業を行うＦ社は，原稿作成，新聞配送，新聞資料整理，清掃及び汚水処理施設管理に関する業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し，平成 26 年４月１日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく，消費税込みの委託代金を据え置いていた。

⑥　不動産賃貸業を行うＧ社は，自社が管理する賃貸物件の畳の表替え及び清掃を委託している事業者（特定供給事業者）に対し，平成 26 年４月１日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく，消費税込みの委託代金を据え置いていた。

⑦　不動産賃貸業を行うＨ社は，飲料水の納入業者（特定供給事業者）に対し，平成 26 年４月１日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく，消費税込みの代金を据え置いていた。

⑧　電気通信工事業を行うＩ社は，ホームページの制作に関する業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し，平成 26 年４月１日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく，消費税込みの委託代金を据え置いていた。